

第 9 6 号 議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 22 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
足立区障がい福祉センター条例（平成 14 年足立区条例第 48 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号及び第 8 号並びに第 6 条第 5 号工中「第 6 条の 2 」を「第
6 条の 2 の 2 」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。